第２８回 宮城県介護支援専門員実務研修受講試験の御案内

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（郵送取り寄せ方法等の詳細）

**Ⅰ　試験の概要**

**１　試験期日**　　　**令和７年１０月１２日（日）**　　試験開始時間　午前１０時（予定）

**２　会場**試験会場は、仙台市内の大学などを予定

※指定の試験会場は、受験票に記載します。受験票で指定された試験会場以外での受験はできませんので、必ず受験票で会場名を確認願います。

**３　受付期間**　　　**令和７年６月２日（月）～６月２５日（水）（当日消印有効）**

　　　　　　　　　※簡易書留による郵送のみ（持込不可）

**４　受験手数料**　　１２，４００円

**５　受験資格**

　　（１） 法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が５年以上かつ９００日以上

ある方

　　（２） 施設等において法により必置とされる相談援助業務に従事した期間が５年以上かつ

９００日以上ある方

＜留意点＞

提出いただいた受験申込書類に基づき、受験資格の有無を審査します。電話等による問い合

せでは回答できません。詳しくは、６月から配布の「試験案内」で確認してください。

**重　要**

**６　試験案内入手方法**

（１）**郵送による取り寄せ**（１人２冊まで）

* 試験案内を希望する方は、宛先を明記し、冊数に応じた切手を貼付した「返信用封筒」を封入した封筒を試験実施本部まで郵送してください。
* 令和７年５月１２日（月）～令和７年６月１８日（水）※必着
* 試験案内は、令和７年６月２日（月）以降に順次発送します。
* 郵便配達状況、不着、宛先不明等により、配達の遅れや発送できない場合があります。郵送後１週間経過しても届かない場合には、試験実施本部へお問い合わせください。

1. **宮城県庁1階総合案内で配布**（１人２冊まで）

* 令和７年６月２日（月）から６月２５日（水）まで
* （閉庁日を除く、午前８時３０分から午後５時まで）

**７　問合せ先**

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会　介護支援専門員実務研修受講試験実施本部

電話：０２２－２１６－５３８２　※午前９時から午後５時まで（土・日曜・祝日を除く）

**＜第２８回介護支援専門員実務研修受講試験案内の請求方法＞**

注意

・封筒は必ず角２号封筒（Ａ４の書類が入るサイズ）をご準備ください。サイズが違う場合、切手料金が変わります。

【ステップ１】用意する物

　・角２号封筒…２通

　・切手…請求用封筒：１４０円分

返信用封筒：下表のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望冊数 | 返信用封筒（角２号封筒）に貼付する切手の金額 | |
| 通常料金 | 速達料金 |
| １冊 | ３２０円 | ６２０円（通常３２０円＋速達３００円） |
| ２冊 | ５１０円 | ９１０円（通常５１０円＋速達４００円） |

【ステップ２】返信用封筒の作成　　　　　　【ステップ３】請求用封筒の作成（試験実施本部宛）

**〒980-001１**

**切手**

**仙台市青葉区上杉三丁目３番１号**

**みやぎハートフルセンター２階**

**宮城県社会福祉協議会**

**介護支援専門員実務研修受講試験**

**実施本部　宛**

**〒000－0000**

**○○市○○町　○○‐○**

**萩野　青葉　　様**

**ケアマネ試験案内○冊希望**

**切手**

**必要料金分**

**140円**

試験実施本部の郵便番号、住所、宛先を記入してください

**御自身**（請求者）**の**住所、氏名を記入してください。

※宛ではなく、**様**と記入してください。

**○○市○○町　○○‐○**

**萩野　　青葉**

**〒000-0000**

裏面例

御自身（請求者）の郵便番号、住所、氏名を記入

希望冊数を記入

【ステップ４】　請求用封筒に返信用封筒を入れ、送付する

＜送付先＞　〒980-0011

仙台市青葉区上杉三丁目３番１号　みやぎハートフルセンター２階

宮城県社会福祉協議会　介護支援専門員実務研修受講試験実施本部　宛

* 試験実施本部からの試験案内の発送は、令和７年６月２日（月）以降となります。
* 郵便配達の遅れ、不着、宛先不明等により、発送できない場合もありますのでご注意ください。
* 到着までに日数を要しますので、期間に余裕をもって請求願います。
* **請求用封筒が切手不足**で届いた場合は、**受取拒否**させていただきます。
* **返信用封筒が切手不足**の場合、本部で立て替えますので、後日不足分の切手を郵送してください。

**Ⅱ　受験資格**

**１　受験地が宮城県であること**

（１）**申込時点**で、**受験資格に該当する業務**に**従事し、**その**勤務地が宮城県内**であること。

　（２）**申込時点**で、**受験資格に該当する業務**に**従事していない**が、**住所地が宮城県内**であること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現在（申込時点）の業務 | 勤務地・住所地 | 受験地 |
| ・受験資格の対象業務で働いている | 宮城県内で勤務 | **〇 宮城県…（１）** |
| 宮城県以外で勤務 | ✕ 勤務先の県 |
| ・働いているが、受験資格の対象業務ではない  ・無職である | 宮城県内在住 | **〇 宮城県…（２）** |
| 宮城県外在住 | ✕ 住所地の県 |

**２　試験対象者であること**

　下表①または②の実務経験を満たしており、同時に、要援護者に対する直接的な対人援助が、その方の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

　そのため、当該資格を有しながら、要援護者に対する直接的な対人援助ではない研究事業・教育・営業・事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受験資格区分（資格・業務内容等） | | 必要な実務経験期間・日数 |
| ① | **【別表１】**に定める法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 | **従事期間が通算して５年以上**、**かつ従事日数が**  **９００日以上**  ※１ 上記に該当する者の当該業務従事期間とは、当該資格の**登録日以降**の期間であること  ※２ ①～②の業務に従事した場合、そのすべての期間が通算できます。  例）  ①　法定資格に基づく業務　２年（350日）  （例：介護福祉士資格取得し登録後、介護業務に従事）  **＋**  　②　相談援助業務　３年（550日）  **↓**  　　　　　　①＋②　５年（900日） |
| ② | **【別表２】**に定める相談援助業務の従事者が、当該業務に従事した期間 |

※１ これら①～②の要件は、**試験日の前日（令和７年１０月１１（土））までに満たせば**よいものとします。

この場合は、「実務経験証明書」の証明内容を「見込」で提出することで、受験は可

能です。ただし、受験後に再度「確定」した実務経験証明書の提出が必要です。

※２ 「従事日数」とは、実際に要援護者に対する直接的な援助の業務に従事した日数をいいます。休日・休暇（産前・産後・育児）・病気・出張・研修・休職等で相談援助・介護等の業務に従事しなかった日は、従事日数に含まれません。

**【別表１】　法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事する者**

* 試験対象者となる法定資格及び受験資格コード

|  |  |
| --- | --- |
| 受験資格  コード番号 | 資 格 |
| **0001** | 医師 |
| **0002** | 歯科医師 |
| **0011** | 薬剤師 |
| **0012** | 保健師 |
| **0013** | 助産師 |
| **0014** | 看護師 |
| **0015** | 准看護師 |
| **0016** | 理学療法士 |
| **0017** | 作業療法士 |
| **0018** | あん摩マッサ－ジ指圧師 |
| **0019** | はり師 |
| **0020** | きゅう師 |
| **0021** | 栄養士（管理栄養士含む） |
| **0022** | 義肢装具士 |
| **0023** | 言語聴覚士 |
| **0024** | 歯科衛生士 |
| **0025** | 視能訓練士 |
| **0026** | 柔道整復師 |
| **0031** | 社会福祉士 |
| **0032** | 介護福祉士 |
| **0033** | 精神保健福祉士 |

**重要**

①　算入できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。

②　業務については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

※上記の法定資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助ではない教育業務、研究業務、営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。

例 ： 平成２５年４月１日付けで介護老人保健施設に介護福祉士として採用

平成２５年４月１３日に介護福祉士資格取得（資格登録）

この場合、「介護福祉士」の**実務経験と認められる**のは、資格を取得した平成２５年４月１３日からです。実務経験証明書は、「免許等の登録日」以降の期間を証明してください。

**【別表２】　相談援助業務に従事する者**

* 次に掲げる施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者

|  |  |
| --- | --- |
| **0041** | 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する**特定施設入居者生活介護**にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）第１７５条第１項第１号に規定する**生活相談員** |
| **0042** | 介護保険法第８条第２１項に規定する**地域密着型特定施設入居者生活介護**にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）第１１０条第１項第１号に規定する**生活相談員** |
| **0043** | 介護保険法第８条第２２項に規定する**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）第１３１条第１項第２号に規定する**生活相談員** |
| **0044** | 介護保険法第８条第２７項に規定する**介護老人福祉施設**にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号）第２条第１項第２号に規定する**生活相談員** |
| **0045** | 介護保険法第８条第２８項に規定する**介護老人保健施設**にあっては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号）第２条第１項第４号に規定する**支援相談員** |
| **0046** | 介護保険法第８条の２第９項に規定する**介護予防特定施設入居者生活介護**にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）第２３１条第１項第１号に規定する**生活相談員** |
| **0047** | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１８項に規定する**計画相談支援**にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２８号）第３条に規定する**相談支援専門員** |
| **0048** | 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する**障害児相談支援**にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２９条）第３条に規定する**相談支援専門員** |
| **0049** | 生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第３条第２項に規定する**生活困窮者自立相談支援事業**にあっては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成２７年７月２７日社援発０７２７第２号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添１）自立相談支援事業実施要領３（２）アに規定する**主任相談支援員** |